

新熊谷学校給食センター整備事業モニタリング支援業務委託
公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

本要領は、新熊谷学校給食センター整備事業モニタリング支援業務委託を実施するに当たり、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の必要な事項を定める。

2 業務等概要

(1) 名称

新熊谷学校給食センター整備事業モニタリング支援業務委託

(2) 目的

本業務は、PFI 事業として実施する新熊谷学校給食センター整備事業（以下、「本事業」という。）の受託者（以下、「PFI 事業者」という。）が実施する設計業務、建設業務、解体工事等業務、開業準備業務、維持管理業務及び運營業務に対し熊谷市（以下、「本市」という。）が行うモニタリングを専門的な見地から支援することにより、本事業を円滑かつ確実に推進することを目的とする。

(3) 業務委託内容

「新熊谷学校給食センター整備事業モニタリング支援業務委託仕様書」参照

(4) 委託期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

3 予算額

業務等に要する費用の上限は、40,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、年度ごとの契約限度額は以下のとおりとする。

令和8年度 15,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度 9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和11年度 6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 実施形式 公募型プロポーザル競争

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間

において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく資格者名簿に登載されていること。
- (2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。
- (3) 令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 前項第1号の規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要と判断される場合において、資格者名簿に未登載の者に対し、次に掲げる書類を提出させる等の方法により審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。
 - ア 概要書（参考様式1）
 - イ 使用印鑑届（参考様式2）

- ウ 法人にあつては、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）
 - エ 個人にあつては、身分（身元）証明書及び誓約書
 - オ 財務諸表
 - カ 法人にあつては、直近年度の法人市民税（事業所が市内にある場合のみ）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - キ 個人にあつては、直近年度の市民税（市内に住所がある場合のみ）、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - ク 業務経歴書
 - ケ 個人にあつては、成年被後見人、被補佐人、被補助人又は未成年である場合は同意書（申請日前3か月以内に作成したもの）
 - コ 当該業務に関連する登録（許可）証明書又は登録通知書等の写し
- (7) 平成28年4月1日以降に地方自治体が発注した、PFI手法（DBO等の類似手法を含む。）による学校給食センター設計・建設段階及び維持管理・運営段階におけるモニタリング支援業務に携わった実績を有すること。
- (8) 上記(7)に示す業務に関して十分な経験を有し、業務の全般にわたり技術的管理を行う管理技術者を配置できること。
- (9) 本事業を実施する事業者グループに属する者（構成員のほか、下請け企業も含む。）でないこと。

6 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式1）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。

※ 電子メール送信後、質問未受領防止のため必ず教育委員会教育総務課に電話して着信を確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出先

教育委員会教育総務課

電子メール kyoikusomu[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp

※ [アットマーク]は“@”に置き換えてください。

(3) 質問期限

令和8年4月8日（水）17時まで

(4) 回答方法

回答は、市ホームページにて公表する。

(5) 回答日

令和8年4月13日（月）

7 参加申込手続及び一次審査

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式2）
- イ 参加資格等確認申請書（様式3）
- ウ 会社等概要整理表（様式4及び会社パンフレット等）
- エ 業務実績調書（様式5）
- オ 業務実施体制及び体制図（様式6）
- カ 管理技術者（総括責任者）実績調書（様式7-1）
- キ 担当技術者（業務責任者）実績調書（様式7-2）
- ク 業務実績調書（様式5）及び各技術者実績調書（様式7）で記載した業務実績の内容を証する書類（テクリスの写し等）

(2) 提出方法

電子メールにより提出する。

- ※ 電子メール送信後、質問未受領防止のため必ず教育委員会教育総務課に電話して着信を確認すること。

(3) 提出先

教育委員会教育総務課

電子メール kyoikusomu[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp

- ※ [アットマーク]は“@”に置き換えてください。

(4) 提出期限

令和8年4月15日（水）17時まで

(5) 審査方法

一次審査のために提出された参加資格確認書類を教育総務課において審査し、二次審査対象を選出する。

(6) 審査結果通知

書書類審査で二次審査対象として選出された者に「二次審査対象に関する通知」を行う。

また、二次審査対象に選出されなかった者については、その旨を書面にて通知する。

8 二次審査

(1) 提出書類

二次審査対象となった者は、提出期限までに次の書類を提出する。

ア 企画提案書

- (ア) 企画提案書表紙（様式8）

- (イ) 企画提案書（A4判様式任意）
- ※ 縦使い横書き、最大6枚（12ページ）まで
 - ※ 文字サイズは10.5ポイント以上とする。
 - ※ A3判の折り込みは可とする。ただし2ページ扱いとする。
- イ 見積書（A4判様式任意）
- 年度毎の見積金額と内訳を詳細に記載し、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。
- ウ 業務工程表（A4判又はA3判様式任意）
- エ その他必要に応じて資料を添付
- (2) 提出方法
- 電子メールにより提出する。
- ※ 電子メール送信後、質問未受領防止のため必ず教育委員会教育総務課に電話して着信を確認すること。
- (3) 提出先
- 教育委員会教育総務課
- 電子メール kyoikusomu[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
- ※ [アットマーク]は“@”に置き換えてください。
- (4) 提出期限
- 令和8年4月23日（木）17時まで
- (5) 審査方法
- 二次審査対象の者について、以下の方法により、新熊谷学校給食センター整備事業モニタリング支援業務委託に関する提案競争を実施し、「新熊谷学校給食センター整備事業モニタリング支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」がプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行う。
- ア 日時
- 令和8年4月30日（木）
- イ 場所
- 熊谷市宮町二丁目47番地1
熊谷市役所議会棟 第1委員会室
- ウ 持ち時間
- 各者30分以内（プレゼンテーション20分以内、委員からの質疑10分以内）
- パソコン及び指し棒は各者で持ち込むものとし、スクリーン及びプロジェクターは市で用意する。
- エ 内容
- 提案書の内容について、原則として提案書類に記載されている管理技

術者、担当技術者のいずれかが説明を行うこととする。なお、審査委員会委員が行う質問に対する回答も、管理技術者、担当技術者のいずれかが行うこととする。

オ 特別な理由なく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

カ 審査当日の資料は、事前に提出した二次審査提出書類のみを使用する。

(6) 評価方法

ア 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価し、各委員の評価点を合計する。

イ 選定

合計の評価点で最高点を得た者を契約候補者として特定する。なお、最高点を得た者が2者以上ある場合は、「業務の実施方針」の点数が最も高い者を候補者とする。更に同点の場合は、「業務の理解度」の点数が最も高い者を候補者とする。

最高点に続く合計評価点を得た者を次点候補者、第3位の合計評価点を得た者を第3候補者として特定する。

ウ 評価採点基準及び配点表（審査委員会委員一人当たり）

評価項目	主な評価の視点	配点
実施体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食センターPFI 事業のモニタリング支援業務実績を十分に有しているか。 本業務の遂行に十分な人員体制が取られていて、各技術者が有用な資格や類似業務の実績を十分に有しているか。 	20点
業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の特性や目的を理解した提案となっているか。 本事業の現状や経緯、課題を理解した提案となっているか。 	25点
業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 効果的なモニタリングが実施できる方策が示されているか。 市への支援方策が十分な提案となっているか。 業務の実施時期が明確であり、実行可能なスケジュールが計画されているか。 	25点
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> 管理技術者、担当技術者の業務に対する理解 	5点

ヨン及び質疑に対する対応	度が十分であるか。 ・業務に対する意欲やコミュニケーション能力が十分であり、円滑な業務遂行が期待できるか。	
その他の提案	・自社の独自性や優位性を活かした提案となっているか。 ・上記以外で配慮すべき事項や効果的な提案などがあるか。	5点
提案価格	(最低提案価格／提案価格) × 20点	20点
合計		100点

エ 最低基準点の設定

最低基準点は、合計点の6割とする。ただし、応募が1者のみの場合は、提案価格を除いた評価点の6割とする。

オ プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

(7) 審査委員会委員

- ア 建設部長
- イ 教育次長
- ウ 教育総務課長
- エ 教育総務課保健給食担当副参事
- オ 熊谷学校給食センター所長

(8) 協議

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者は改めて見積書を提出するものとする。

契約候補者との協議が不成立となった場合は、次点候補者と同様の協議を行うものとする。

なお、次点候補者との交渉も不調に終わった場合は、さらに第3候補者をもって優先交渉権者とするが、それでも交渉が整わない場合は、選定をやり直すこととする。

9 選定結果

(1) 通知方法

全提案者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期

令和8年5月上旬（予定）

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア 契約候補者の名称

イ 全提案者の名称（申込順）

ウ 全提案者の評価点（得点順）

エ 契約候補者の選定理由

オ 新熊谷学校給食センター整備事業モニタリング支援業務委託プロポーザル審査委員会委員の氏名及び選任理由

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しない。

(2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。

(3) 提出された企画提案書は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る事務以外には利用しない。

(4) 提出された企画提案書は、プロポーザル競争に係る事務に必要な範囲において複製を行うことがある。

(5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることができる。

(6) 企画提案書の提出は、1者1案とする。

11 情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があり、プロポーザル競争の契約候補者選定に影響を及ぼすおそれがある情報は、選定後の公開とする。

12 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポー

ザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに教育総務課宛に提出するものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、「3 予算額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

12 日程

令和8年4月	1日（水）	実施公告及び参加申込開始
	4月 8日（水）	質問締切
	4月13日（月）	質問に対する回答
	4月15日（水）	参加申込、一次審査提出書類締切
	4月20日（月）	一次審査決定通知
	4月23日（木）	二次審査提出書類締切
	4月30日（木）	プレゼンテーション審査
	5月上旬	選定委員会への報告
	5月上旬	選定結果通知

13 問合せ先

熊谷市教育委員会教育総務課保健給食係

電話：048-524-1122（直通）

E-mail：kyoikusomu[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp

※ [アットマーク]は“@”に置き換えてください。